

東松山市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東松山市人権施策推進指針の理念に基づき、すべての市民がお互いの人権を尊重し、共に生きる社会を実現するため、パートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 双方又はいずれか一方が性自認や性的指向に係る性的少数者である2人が、互いを人生のパートナーとし、相互の協力により、継続的な共同生活を行っている又は継続的な共同生活を行うことを約した関係をいう。
- (2) 宣誓 パートナーシップの関係にある者同士が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。

(宣誓の対象者)

第3条 宣誓をすることができる者は、次のいずれの要件にも該当する者とする。

- (1) 成年であること。
- (2) 市内に住所を有する者であること又は市内への転入を予定していること。
- (3) 双方に配偶者（事実上の婚姻関係にある者を含む。）がいないこと又は当事者以外の者とパートナーシップにないこと。

2 民法（明治29年法律第89号）第734条及び第735条の規定は、パートナーシップの宣誓について準用する。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓は、東松山市パートナーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）を市長に提出することにより行うものとする。

2 宣誓書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 本人の住民票の写しその他住所（転入を予定している場合にあっては、転入後の住所）が確認できる書類

- (2) 戸籍抄本、独身証明書その他婚姻をしていないことを確認できる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 宣誓をしようとする者は、第1項の規定により宣誓書を提出する場合において、次の各号のいずれかの書類を提示しなければならない。

- (1) 個人番号カード、旅券、運転免許証その他官公署が発行した本人の写真が貼付された書類
- (2) その他本人であることを確認するため市長が適当と認める書類
(通称の使用)

第5条 宣誓をしようとする者は、宣誓書において通称（氏名以外の呼称であって、社会生活上通用していると市長が認めるものをいう。）を用いることができる。

（受領証等の交付）

第6条 市長は、第4条第1項の規定により宣誓がされた場合において、当該宣誓をした者が第3条各号に掲げる要件を満たしていると認めるときは、当該宣誓をしたものに対し、パートナーシップ宣誓書受領証（様式第2号。以下「受領証」という。）及びパートナーシップ宣誓書受領カード（様式第3号。以下「受領カード」という。）を交付するものとする。

（受領証等の再交付）

第7条 前条の規定により受領証及び受領カードの交付を受けた者（以下「宣誓者」という。）は、紛失、毀損等の事情により受領証又は受領カードの再交付を希望するときは、市長に対し、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第4号）を提出するものとする。

（届出事項の変更）

第8条 宣誓者は、パートナーシップ宣誓書に記載した事項に変更があった場合（次条各号に掲げる場合を除く。）は、パートナーシップ宣誓事項変更届（様式第5号）に市長が必要と認める書類を添えて届け出なければならない。

（受領証等の返還）

第9条 宣誓者は、次のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届（様式第6号）を市長に提出し、受領証及び受領カードを返還しなければならない。

- (1) パートナーシップが解消されたとき。
- (2) 一方が死亡したとき。
- (3) 一方又は双方が市外に転出したとき。
- (4) その他宣誓の対象者に該当しなくなったとき。

(周知啓発)

第10条 市長は、パートナーシップの宣誓の趣旨が適切に理解され、公平かつ適切な対応が行われるよう、市民や事業者への周知啓発に努めるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。